

令和2年

第10回福岡県教育委員会会議（臨時会）会議録

日 時 令和2年5月22日（金）
開会15時00分 閉会16時03分

場 所 福岡県庁4階 教育委員会会議室

【議事等】

1 その他

(1) 2月定例県議会について

2 議事

- ・第22号議案 公文書部分開示決定処分に係る審査請求に対する裁決について
- ・第23号議案 福岡県県立学校いじめ防止対策推進委員会委員の人事について
- ・第24号議案 九州歴史資料館協議会委員の人事について

【内 容】

1 出席者

教育長：城戸秀明

委員：久保田誠二、宮本美代子、前田恵理、木下比奈子、堤康博

2 欠席者

なし

3 出席職員

副教育長 木原茂、教育監 寺崎雅巳、教育総務部長 上田哲子、教育振興部長 日高公德、総務企画課長 松永一雄、教職員課長 田中直喜、施設課長 池松峰男、文化財保護課長 綾部耕士、高校教育課長 井手優二、義務教育課長 塚田淳、特別支援教育課長 日高吉三郎、社会教育課長 富松文夫 外

4 傍聴者等数

なし

5 議事録

【城戸教育長】

ただいまから第10回の教育委員会会議臨時会を開催いたします。

傍聴の方に申し上げます。受付で配付されました「傍聴人の留意事項」を遵守し、会議進行の妨げにならないよう御協力ください。

本日の案件につきましてはお手許に配付している資料のとおりでございます。

審議に入ります前に、非公開発議の有無を確認いたします。本日の議題の中で、非公開で審議することが適当なものはございませんでしょうか。

< 木下委員が挙手 >

【木下委員】

第22号議案は個人情報を含む案件、第23号議案及び第24号議案は人事に関する案件ですので非公開とする発議をいたします。

【城戸教育長】

ただいま、木下委員から非公開の発議がありましたので採決をとりたいと思います。非公開発議に賛成の方は挙手をお願いします。

< 全 員 が 挙 手 >

【城戸教育長】

賛成全員でございます。第22号議案、第23号議案、第24号議案については非公開といたします。他に非公開とすることが適当なものはないでしょうか。

< な し >

【城戸教育長】

ないようでございますので、以上で非公開発議の確認を終わります。

よって、本日の会議は、公開にてその他（1）の報告を行った後に、非公開にて第22号議案、第23号議案、第24号議案の審議を行います。

【城戸教育長】

それでは、その他（1）「2月定例県議会について」を、木原副教育長、お願いします。

○その他（1） 2月定例県議会について

【木原副教育長】

本年2月26日から3月27日まで開会されました令和2年2月定例県議会について、教育委員会答弁の要旨をご説明いたします。

< 木原副教育長が資料に沿って説明 >

【城戸教育長】

それでは、本案件につきまして御意見や御質問をお願いいたします。

【宮本委員】

1 ページ目の③の質問について、最後から4～5行目に「不祥事防止の担当部署」や、「不祥事防止推進リーダーの設置」、「不祥事防止対策推進会議」というものが書かれていますが、この担当部署というのは例えばどこ部署になるのか、リーダーとなる方はどんな方なのか、推進会議の委員はどんな方か、教えてください。

【田中教職員課長】

まず、不祥事防止の担当部署につきましては教職員の担当部署ですので、教職員課内に服務観察監を置きまして、不祥事防止の対策を行うとともに、実効性を持たせるために人事担当者がこれを兼務する形で設置しております。

不祥事防止推進リーダーにつきましては、全県立学校に新たな校務分掌として設置しております。各学校に1名から2名、設置しております。

不祥事防止対策推進会議につきましては、設置の準備をしておりますが、教育総務部長を委員長として、委員は市町村を代表する教育長、6教育事務所及び学校の組織や教育心理の専門家として大学教授を予定しております。

【城戸教育長】

他にございませんでしょうか。

【木下委員】

17ページ最後の「少年院出院者の就学支援の取組みについて」というところですが、少年院送致となる場合でも退学処分とすることなく校内の支援体制を整えています、という回答になっていますが、退学にするときの基準のようなもの、例えば犯罪の内容や刑の重さなど、ある程度のルールを教育委員会で定めているのでしょうか。

【井手高校教育課長】

県教育委員会で統一した基準は持っておりません。各学校がそれぞれの実情に応じて、校長が定めるということになっております。

【城戸教育長】

他には、ございませんでしょうか。

【前田委員】

13ページの下、輝翔館中等教育学校において定員割れが生じているということに関連して、どうして定員割れが出るのかという原因と、他の中高一貫校の状況はどうかということ、そして寄宿舎があるということですが、寄宿舎の入寮率、そして保護者

の負担はどのくらい軽減されているのか、教えてください。

【井手高校教育課長】

中高一貫校の志願倍率の状況ですが、令和2年は育徳館中学校が1.76倍、門司学園が1.40倍、宗像中学校が3.45倍、嘉徳高校附属が3.09倍、輝翔館中等教育学校が0.97倍という状況でございます。輝翔館の定員割れは、120人の定員に対して3人から4人欠けているような状況でございます。設立当時はそのままでなかったのですが、やはり立地条件が少し不利なのではないかと考えられます。

寄宿舎ですが、240名の定員で建築をされており、実際の運用は120名で運用しております。保護者の負担軽減については、現在検討中でございます。

【城戸教育長】

他にはございませんでしょうか。

【堤委員】

まず読解力の話ですが、学校の進学の在り方や授業の在り方が変わってきますが、読書をどういう形で導入するのが良いのでしょうか。読解力に対する対応の方法、本や新聞を読むことはもちろん大事なのですが、3月の頃とは社会情勢が変わっている中で、読解力を養うにあたって、手段や方法について、何か工夫など現時点で考えられていることはありますか。

もう1点、先ほど木下委員も言われていた退学、少年院のことです。いじめなどでもよくあるのですが、私立の場合は比較的退学処分をされることが多いかと思いますが、県立の場合はどちらかというとな本人が退学をするという決断することが多いのではないかと思います。

この2点を教えてください。

【塚田義務教育課長】

読解力について、まずお答えさせていただきたいと思います。読解力につきまして、新しい学習指導要領の中でも、各教科を通じて読解力を培っていこうということが言われており、新しい指導要領に基づく教育の中では、言語活動や読解力、概念の獲得ということに力点を置いた教育が行われることになっています。

ただ、委員御指摘の通り3月頃までは、対面の授業が日々行われる前提でそういう力を培っていこうとしていたわけですが、今は臨時休業が長くなっております。

読解力を育てようとする、かなり議論をしたり、資料を読み込んだり、時間をかけた活動をしないとなかなか育てていけないと認識しております。一方、今、臨時休業が長くなっていく中でどうすればそういったものをこれまで目指したように培っていける

かということは課題だと認識しており、学校の中でも、授業期間が短くなった中で読解力をどうすれば育てて行けるのかというところで年間指導計画の見直しをしていただいております。県教育委員会としても年間指導計画の見直しなどのサポートをしていきたいと思っております。

【井手高校教育課長】

退学について、県立高校では、できるだけ安易な退学にならないようにということを大きな基本として指導を行っているところです。例えば、対策として集団内の良好な人間関係作りができるように、体験活動を学校内で、1学年の当初に行うことや、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる、相談や対応を行うなどに努めております。実際に中退者、退学者が出た後も、退学後少なくとも1年間は必ず担任等がフォローするなど、連絡を取りながら次の進路支援を行うようにしております。中退、退学がもし決まった場合も、県教育委員会として、コースアシストカードというものを作っており、その後の進路を決めるための情報提供をしているところでございます。

【城戸教育長】

処分による退学と自主退学についてはどうでしょうか。

【堤委員】

処分による退学の方がむしろ少なく、本人及び家族の意志によってそこに居ることができないと言いますか、居場所がないという辞め方が多いのではないかと、思いました。

【井手高校教育課長】

手元にデータがございませんので、改めて御説明させていただきます。

【堤委員】

わかりました。

【城戸教育長】

他にはございませんでしょうか。

【宮本委員】

6ページの⑨のところですか。採用前セミナーというのは、採用試験に合格した方で、まだ所属が決まっていない方が受けるというセミナーですか。

【田中教職員課長】

セミナーは、10年前くらいから教員養成セミナーとして教育センターを中心に実施しており、採用試験の受験前に受けるものです。内容は、模擬授業や先輩教員からの話などで、冬頃から3月頃まで年に5回程度実施しております。

【城戸教育長】

他にはございませんでしょうか。

< な し >

【城戸教育長】

ないようでございますので、本案件につきましては、これで終了いたします。

傍聴の方に申し上げます。この後、非公開案件となりますので、御退席をお願いいたします。

<以降非公開審議となった>

○第22号議案 公文書部分開示決定処分に係る審査請求に対する裁決について

公文書部分開示決定処分に係る審査請求に対する裁決について、原案のとおり可決された。

○第23号議案 福岡県県立学校いじめ防止対策推進委員会委員の人事について

福岡県県立学校いじめ防止対策推進委員会委員の人事について、原案のとおり可決された。

○第24号議案 九州歴史資料館協議会委員の人事について

九州歴史資料館協議会委員の人事について、原案のとおり可決された。

(16:03)